

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- 最大 {
- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 1000万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの警告

法律以外の影響も
甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁 など

最近の主な違反事例

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
H23/3/25 判決 代表取締役懲役1年6月(執行猶予3年) 法人に対し罰金120万円 H23/7/20 行政処分 1年1月間 全貨物・全地域向け輸出禁止	パワーショベル 北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
H21/11/5 判決 社長に懲役2年(執行猶予4年) 法人に対し罰金600万円 H22/6/18 行政処分 7月間 全貨物・全地域向け輸出禁止	磁気測定装置 他 ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
H21/8/7 判決 社長に懲役3年(執行猶予4年) 法人に対し罰金500万円 H22/1/19 行政処分 1年4月間 全貨物・全地域向け輸出禁止	大型タンクローリー 他 北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・北朝鮮制裁違反 ・韓国迂回
H21/7/16 判決 社員ら4名に懲役1～2年6月(執行猶予3年) 法人に対し罰金4,700万円 H21/8/14 行政処分 5月間 全貨物・全地域向け輸出禁止	工作機械 2(12) 韓国 他	<ul style="list-style-type: none"> ・測定データを改ざんし性能を低く偽り非該当品として輸出
H19/6/25 判決 元副会長ら4名に懲役2～3年(執行猶予4～5年) 法人に対し罰金4,500万円 H19/6/26 行政処分 ①6月間 全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6月間 三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間)	三次元測定機 2(12) マレーシア 他	<ul style="list-style-type: none"> ・このうち1台がリビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし性能を低く見せかけ非該当品として輸出
H19/3/20 略式命令 罰金100万円 H19/5/11 行政処分 9月間 無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	無人ヘリコプター 4(1-2) 中国	<ul style="list-style-type: none"> ・未遂

外為法に対する理解不足や思い込み

持ち帰るから
問題ないだろう！

通関業者に
何も言われなかった！

サンプルだから
OKだろう！

ハンドキャリーだから
OKだろう！

メールに図面添付
はOKだろう！

手続きが面倒だ！

対象は
自社製品
のみ！

非該当品だ！
<古いリストで判断>

プログラムの
インストールは
提供行為
でない！



大学等による違反事例

原因		内容
輸出許可証の確認のミス	研究機関 A 輸出許可証の期限切れ	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、企業合併に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま</u> 技術の提供を継続。
輸出手続き上のミス	研究機関 B 及び大学 C 出荷確認の不備	研究機関 B は共同研究先である大学 C に対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、出荷の際の再確認を怠り、大学 C が非該当品と一緒に <u>該当品を誤って梱包</u> したため無許可輸出。
法令適用の判断ミス	大学 D 少額特例の適用誤り	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用</u> して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。